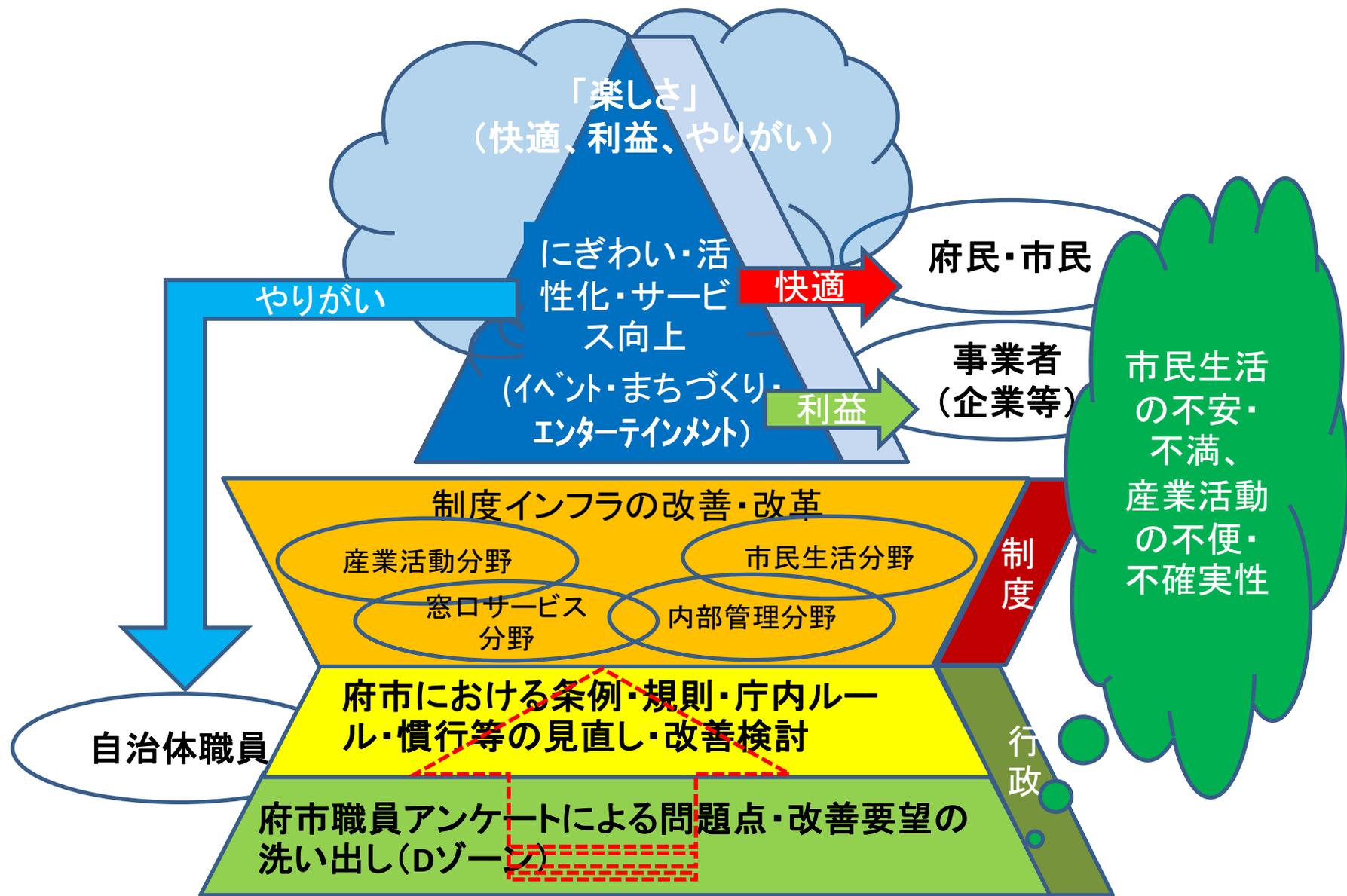
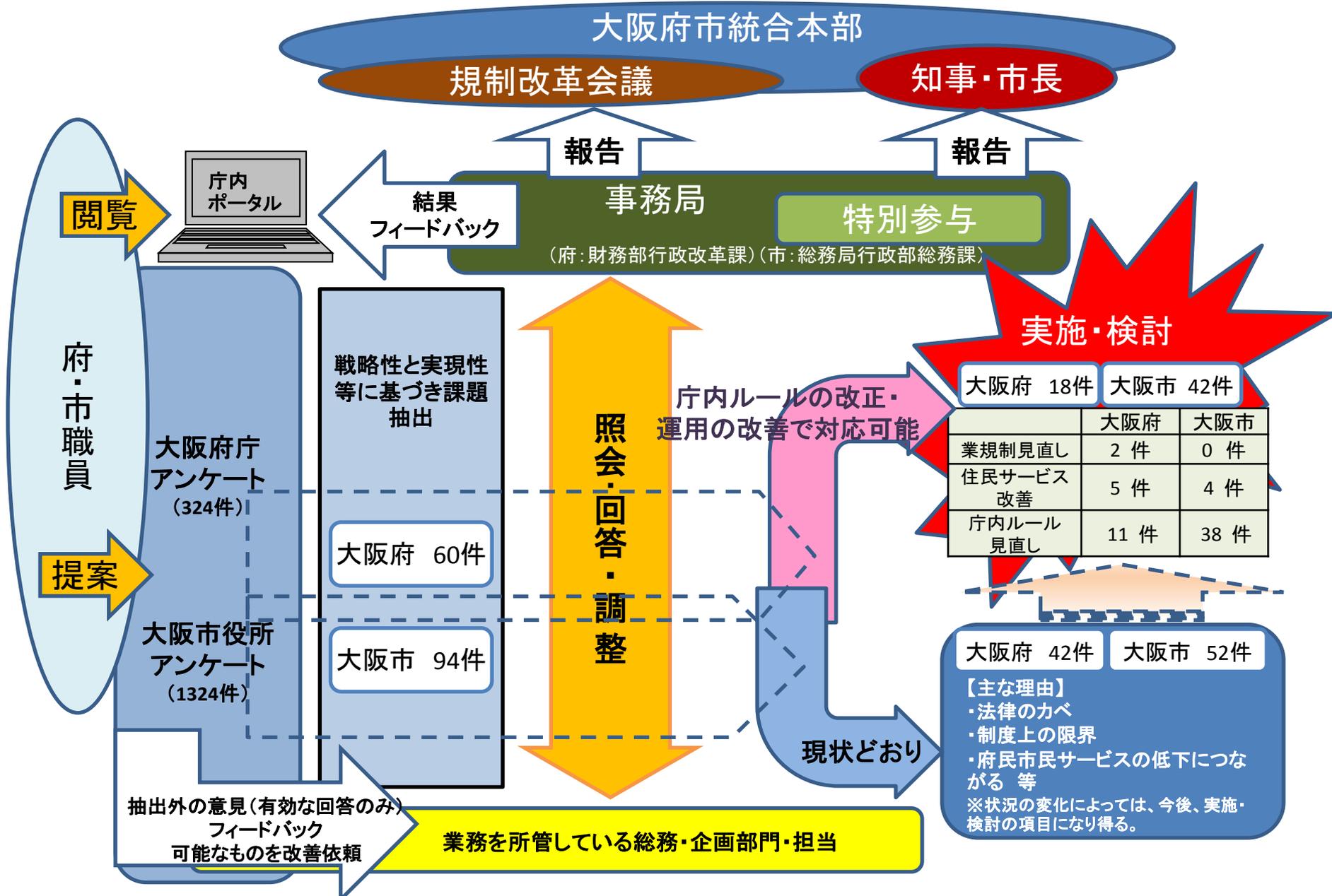


「楽しさ」を支える制度インフラ



庁内アンケートに係る取組み



庁内アンケート 規制・サービス改革提案の改善（取組み）事例

府職員からの提案

府民生活分野

項目	根拠法令	取組状況
<p>■採用待機制度</p> <p>採用試験は合格だが、待機者（無職）となる可能性があるという説明を受けなかった。産休や退職者が出たときに、随時採用すればいいのではないかと。</p>		<p>職員採用については、毎年度、退職動向を見極めながら、必要な人員数を決定しているが、一部の職種については、年度途中での産休・育休等が発生した場合に、正規職員を補充することとしている。</p> <p>当該職種の補充方法として、随時試験もあるが、府民サービスへの支障を最小限とすることや試験実施のコスト面等から、採用試験において、必要人員を超える任用候補者名簿を作成し、必要な時期に必要な人員を採用することとしている。（任用候補者名簿の登載者については、4月1日に採用されていない場合、試験実施の翌々年度の4月1日までに全員の採用を行っている。）</p> <p>4月1日に採用されない場合がある旨の周知方法については、現在、合格者を対象とした就職説明会で周知を行っているが、今後は、合格後に送付する「採用までの今後のスケジュール及び提出が必要となる意向調査書等の案内」において、4月1日以降に採用になる場合があることや、その場合の本人への通知時期等について記載をするよう改善を行う。</p>

窓口サービス分野

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■自動車税の生計同一証明書の交付</p> <p>精神障がい者の場合、府税事務所で自動車税減免手続きを行うための添付書類の一つとして、保健所が交付する生計同一証明書が必要とされているが、府税事務所でも行えると思う。住民にとっては、府税事務所へ申請に行き、そして保健所まで出向き、生計同一証明書を交付してもらい、再度府税事務所で減免手続きをしなければいけない。府税事務所ですべて行えば、住民の負担は軽くなると思う。</p>	自動車税・自動車取得税事務処理要領	精神障がい者に係る減免申請においては、自動車の所有者又は運転者が家族の場合のみ、保健所が発行する生計同一証明書の提出を求めている。昨今の社会情勢等と照らし合わせ、当該証明書以外の書類でも生計が同一であることが確認できる方法を今後検討する。また、所管所属間で、窓口の一元化に向けた調整を開始する。

産業活動分野

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■屋外広告物 屋外広告物条例の屋外広告物の禁止区域を緩和すれば、広告の幅が広がる可能性がある。 例えば、広告物を掲載・設置できない場所に官公署、学校、図書館などがある。それらの規制を外せば、壁面広告など検討できるのではないか。</p>	屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例、大阪府屋外広告物条例施行規則	地域の活性化や歳入確保の観点から、官公署等について禁止区域から除外することについて、大阪府景観審議会に諮問し、検討を進めている。

内部管理分野

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■附属機関委員の委嘱状 附属機関委員の委嘱状（解嘱状）については、任期満了後も継続して委嘱する委員について、解嘱状（前任期）、委嘱状（新任期）の取扱いが、解嘱状の発行をするかしないかルールがないことから、バラバラな取扱いとなっている。委嘱状に、委嘱期間を記載するなど、全庁で統一する必要がある。</p>	人事発令関係事務取扱基準	委嘱状に任期を明記するとともに、任期の定めのない委嘱の場合には、原則、解嘱状を交付するように人事発令関係事務取扱基準を改正する。
<p>■大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員の数 公募型プロポーザル方式等事業者選定委員については、規則に基づき、委員指名会議で指名された者になっているが、指名委員の枠が最大50名であり、専門分野のバランスが意識されていないためか偏りがある。また、適した専門分野の方がいないため、新たに追加する場合にも基本的に月1回実施される指名会開催まで順番待ち等があり、時間を要する。50名の枠を広げ、委員の専門分野をバランスを図るなど改善の必要がある。</p>	大阪府附属機関条例、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規則	これまでも、部局の意見を踏まえ、委員の専門分野のバランスを図り、スムーズな運営に努めてきたところであり、指名委員については、規則改正を行い、平成25年4月1日から50名枠から80名枠に広げたところである。

規制・サービス改革提案（庁内アンケート）に対する取組み状況

市職員からの提案

市民生活分野

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■ 市税の災害減免申請の提出期限の延長について</p> <p>市税の災害減免申請の提出期限は、災害が止んだ日から起算して10日を経過する日と条例で規定されているが、現状には合致しないと思う。居住場所の確保等、優先するものが多く、市税まで及ばない人が大半である。少なくとも一ヶ月は必要だと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none">・市税条例施行規則第4条・市税条例第6条・「災害被害者に対する市税の減免措置について」	<p>災害減免の適用については、住宅等の損害の状況に応じた割合の減額を適用するため、被災状況の調査をした上で判定する取扱いとしている。日時の経過により被災の確認が困難になるため、減免申請期限を災害のやんだ日から起算して10日を経過する日と定めている（市税条例施行規則第4条）。</p> <p>また、原則は10日としているが、やむを得ない理由があると認められる場合は、その理由のやんだ日の翌日から起算して2月以内に限り、申請期限を延長することができる定めている（市税条例第6条）。</p> <p>上記の理由により、市税条例施行規則の改正は必要ないと考える。</p> <p>なお、「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいい、その認定に際しては、被災状況を確認した上で、公平性等にも配慮し総合的に判断を行っている。</p>
<p>■ 路上ライブへの活動場所提供について</p> <p>昨今、大阪市内の駅前や繁華街での路上ライブとCD販売への苦情が、交通管理者、道路管理者に寄せられることが多い。苦情内容は、スピーカー使用による騒音や通行障害です。</p> <p>現行の道路交通法では、路上ライブやCD販売による道路使用は認めていない。そのため、苦情が寄せられるたびに、所轄警察により指導されているが、繰り返し行っても路上ライブが無くなっていない状況である。</p> <p>東京都では、ストリートミュージシャンに道路上以外の公園などの演奏場所を提供するハブアーティスト事業があるようですが、制度があるからこそ、制度に違反した人に対しては、厳しく取り締まりや指導を厳しくしている様です。</p>		<p>大阪では、大阪パフォーマーライセンス制度事業を実施している。一定の技能レベルを有するパフォーマーに「ライセンス」発行し当制度に登録することにより、市内の観光スポット等で合法的に実演できる機会を提供している。また、パフォーマーやミュージシャンに活動場所を指定することによって、違法な路上ライブ等を減らすことができると考えている。現在、登録パフォーマーに対する啓発活動は専らメールで行っているが、今後は事務局による定期的なモラル研修の実施を検討している。</p> <p>また、引き続き、指定場所の拡大にも取り組んでいく。</p> <p>一方で、今後の方向性としては、本年度から事務局を担っているNPO関西パフォーマー協会（役員は大道芸人で構成。）に業務を移管していく。このことによって、大道芸人（ミュージシャン）の目線での指定場所の選定も行えることや、大道芸人やミュージシャンにとって、より効率的に事業PRも可能になると考える。</p>

窓口サービス分野

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■ 区役所の窓口対応について</p> <p>区役所の窓口対応は、親しみやすさを出すためか言葉遣いも多少崩れがちですが、時折フランク過ぎて住民から見れば不快感を覚える職員もいるように思います。その風土を見直すべきではないでしょうか。</p>		<p>24区役所へ窓口対応に係る取組みについて調査したところ、ホスピタリティやサービスレベルの向上を目指し、全区役所で接遇に係る取組みを実施している。事例としては、接遇マニュアルの作成や職員接遇研修の開催、「市民サービス向上委員会」や「来庁者等に対するサービス向上プロジェクト」の立ち上げなど様々な取組みが実施されており、また、朝礼を実施することによって職員間のコミュニケーションを図ることや、窓口対応や電話対応時の注意点をまとめたチラシの配布、庁内放送によって丁寧な対応を行うよう職員全員への周知を行っている区役所もある。</p>
<p>■ 国民年金業務の窓口について</p> <p>国民年金業務について、地方分権により国に引き揚げたにも関わらず、市区町村には未だに窓口業務や内部業務が数多く残っています。市民の方の利用としては、内容によって区役所での窓口であったり、年金事務所での窓口であったりと非常に不便でわかりにくいと思います。</p> <p>市民利用の観点からいうと年金事務は市区町村窓口であったほうが利便性がよいと思いますが、年金を国に引き上げている以上、区役所のスペースを日本年金機構に貸し出しをして事務をやっていたければ、「市民サービスの向上（どこに行けばいいのか迷わない）」「職員の削減」「事務賃貸借による歳入確保」と大阪市にとって良いことだとは思いますが。</p>	<p>国民年金法第3条第3項、国民年金法施行令第1条の2第4項</p>	<p>国民年金事務については、国民年金法により市町村が処理する事務が定められている。国民年金事務の日本年金機構への一元化や、日本年金機構による出先窓口を市町村の希望により設置できる対策の検討についても、機会あるごとに全国都市国民年金協議会や政令指定都市年金主管部課長会議などを足場として要望を重ねてきたところであり、今後も、引き続き、国に対して要望していく。①政令指定都市年金主管部課長会議開催：平成25年4月25日～26日②全国都市国民年金協議会開催：平成25年8月29～30日</p>

産業活動分野

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■ 学校園における広告掲載基準の条件緩和について</p> <p>本市において、広告掲載により印刷製本費等を削減する方針があるなか、広告企業を探すのに難航している。教育委員会の広告掲載取扱基準で、「学習塾、英会話教室、私立学校（大学を除く）、またはこれらの業種に準ずるもの」からは広告掲載を行わないとされているため、通信教育等全国展開している大手企業なども抵触してしまい、なかなか先に進めない。教育委員会事務局が所管する学校、図書館などが適宜、個別事情に応じて取扱基準を作成すれば、局の上位規程となる広告掲載取扱基準では条件を緩和してもよいのではないかと。</p>	<p>大阪市広告掲載要綱</p>	<p>ご指摘の「広告掲載取扱基準については、学校園を所管する局として「大阪市広告掲載要綱」第4条（9）当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの」に相当するとして掲載を行わないよう定めている。今回の意見をふまえ、平成26年3月に、掲載基準を廃止し、新たに教育委員会掲載要領を定め、図書館においては学習塾等の掲載を可能とした。</p>
<p>■ 少量危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出について</p> <p>大阪市火災予防条例施行規則第8条に規定する、少量危険物等の貯蔵又は取扱い等の届出に関して、少量危険物貯蔵取扱場廃止の際に届出書を2通提出することになっているが、法第12条の6で規定する製造所等の廃止届出書は1通で可能である。廃止については少量危険物施設も1通で可とするべきではないかと思う。</p>	<p>大阪市火災予防条例、大阪市火災予防条例施行規則、大阪市危険物規制等事務処理要綱</p>	<p>届出書には経過欄があり、現状確認、指導事項等の証明となることから、届出者と行政側が同じものを各1通保管することとなっている。ただし、廃止に係る届出については、副本を保管しておく必要性は乏しいと考えられるため、市民サービス・負担軽減の観点から、届出者が副本不要の旨を申し出た場合は、届出通数は1通で差し支えないこととする運用を今年度中に実施する。</p>

内部管理分野
(職員の業務・服务等)

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■ 調達事務における、契約管財局調達時の仕様書等の持込について</p> <p>どの所属からも離れているにも関わらず、書類の持参を指示している。遞送送付が認められない。また、業者決定通知書類も契約管財局内に設置され、取りに行く必要がある。たまると催促される。</p>		<p>決定通知書については、地方公営企業に係る契約など、契約管財局が入札事務のみを行い契約締結までは行わない契約に対して業者決定した際の各所属あての通知文書であるが、業者決定については電子入札システム上の通知もされていることから、今年度中に廃止する。</p> <p>各局からの契約請求時には、仕様書をはじめ契約請求書や予定価格の算出根拠になる資料（金入）など複数の書類を提出いただいているが、このうち、特に金入については外部漏洩を防止する観点から遞送での送付ができず、封筒に封緘したうえで直接手渡しで受け取りを行う必要があるため、契約請求にあたっては必要書類を持参いただくこととしている。</p>
<p>■ 事業用無線LANの活用について</p> <p>国や自治体では、事務用に無線LANを使用しないようにしています。原因は、10年ほど前に無線の傍受によって、情報漏えい事件があったからと聞きます。</p> <p>現在では、無線規格自体に暗号化技術がつかわれていたり、コンピュータの暗号化自体が進んでいることもあり、無線LANによる庁内ネットワーク構築を容認してもいいと思います。</p> <p>また、これにより、事務所内のレイアウト自体も柔軟になるため、現在のように、多額の費用をかけて工事をする必要はなくなると思います。</p>	<p>大阪市情報通信ネットワーク管理要綱</p>	<p>本市においては、不正アクセス防止等の観点から、ネットワーク構築にあたっては、有線で行うこととしておりますが、既に無線LANを導入している他自治体の導入事例調査を行ったところ、「レイアウト変更が容易になった」、「会議室に持ち込んでペーパーレス会議ができるので資料準備が楽になった」などのメリットがある一方、「オフィス街や住宅密集地では電波干渉が起こり安定した通信が行えない」、「通信量が多いプリンタ用に有線LANを存続させる必要がある」など本市でも起こりうる問題点も挙げられております。</p> <p>本市で無線LANを本格的に導入していくとなると、不正アクセス防止のために特定の庁内情報利用パソコンのみを接続許可する認証基盤の構築や各庁舎の無線LAN設備工事、更には現在利用している庁内情報利用パソコン（約16,000台）の機能改修などの対応に相当の期間と経費が必要となってきます。</p> <p>このような状況から、早急な導入は困難ではありますが、引き続き導入範囲や運用方法等の課題解決に向けて検討を進めてまいります。</p>

項目	根拠法令	取組み状況
<p>■ 出張旅費の節約について</p> <p>公的な出張も、交通手段や宿泊先の正規値段でないと認めないというおかしな規定は、逆に明らかに税金の無駄遣いと思えません。どこまで節約するかは、その公務員個人個人の意識レベルだとは思いますが、安いバックツアーなどを利用して、節約すべきだと思います。</p>	<p>職員の旅費に関する条例、職員の旅費に関する条例施行規則</p>	<p>領収書等の証拠資料に基づく支給方法は、証拠資料の準備、確認などの事務手続きを増加させる一方、定額支給方式は、標準的な額で機械的に計算するので、手続きの簡素化、人件費等の節約が図られます。</p> <p>そのため、国では定額支給方式を採りつつ、規定上の旅費が不要な場合は調整する規定を設けています。</p> <p>本市旅費制度は基本的には国に準じており、「最も経済的な通常の経路及び方法」で計算するとした上で、「鉄道賃」等については路程に応じて、「宿泊料」については定額により支給しています（一泊8,700円又は7,600円）。また、バックツアーの利用など例外的な取り扱いも可能です。</p> <p>なお、本市独自の取組みとして、旅費節減の観点から「日当」を廃止し、また「宿泊料」を国や他都市よりも低く設定しております。</p>
<p>■ 下水道一時使用届の提出部数について</p> <p>建設局より、下水を使用する際には一時使用届を提出するように求めているが、同じものをコピーして6部も提出しなければならない。パソコンも普及してきており、用紙等の資源節約のためにもメールなどで提出が良いのではないのでしょうか？そもそも条例もないので提出の必要性にも疑問があります。</p>	<p>大阪市下水道条例第9条</p>	<p>届出部数について、建設局が依頼している部数は5部となっています。</p> <p>公共下水道の使用については、大阪市下水道条例第9条により届出が必要となっています。</p> <p>上記届出について、関係部署と協議を重ね、現在の提出（必要）部数をお願いしています。なお、提出方法については、今年度より大阪市内部での文書のやり取りについては、逡送便での受付も行っています。</p> <p>今後も、関係部署と連携し、効率的な届出となるよう26年度中に関係機関と検討していきます。</p>